

諮問日：令和4年10月5日（令和4年度（個）諮問第6号）

答申日：令和5年2月27日（令和4年度（個）答申第11号）

件名：青森地方裁判所に対し、これまで提出したすべての抗議文に関する検討内容、抗議文到着後のプロセスに記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

これまで提出したすべての抗議文に関する検討内容及び抗議文到着後のすべてのプロセスに記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下、併せて「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、青森地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、青森地方裁判所長が令和4年7月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

基本的に30日延長までして、こちらが出した文書及びすでにこちらに届いている文書しか開示しない。検討も調査もしていないのでしょうか。

抗議文は真摯に受け止めて対応すべきところ、何もないでは納得できる余地はない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「これまで提出したすべての抗議文に

関する検討内容」との申出内容を「これまで申出人が原判断庁に提出したすべての抗議文に関する検討の内容が記載された文書」、「抗議文到着後のすべてのプロセス」との申出内容を「申出人が提出した抗議文が原判断庁に到着した後のすべての過程が記載された文書」と整理し、探索を行ったところ、本件対象文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、苦情申出人の提出した文書や苦情申出人に送付された文書しか開示されていない旨や抗議文について、真摯に受けとめて対応すべきところ、何もないでは納得できる余地はない旨を主張する。

この点、原判断庁は、苦情申出人の提出した抗議文を裁判所法 82 条に基づく不服申出として取り扱った上で、同法 80 条に基づく監督権は発動しないとの口頭の決裁を経て、当該抗議文の供覧を受ける手続をとったものであり、1 のとおり、本件対象文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しない。

なお、同法 82 条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、ほかに当該不服に関する規定はなく、同法 82 条は裁判所に不服の申立てに対する応答義務を課しているものとは解されない。このような解釈に基づき、同条に係る事務が遂行されていることを踏まえれば、不服の申立てを受けた裁判所としては、その対応を検討するに当たり、適宜の方法で事実関係を確認して監督権の発動の要否を検討すれば足り、その検討の内容又は過程について常に司法行政文書を作成することが義務付けられているものではない。

## 第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |                 |                     |
|---|-----------------|---------------------|
| ① | 令和 4 年 10 月 5 日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日              | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和 5 年 1 月 20 日 | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ④ | 同年 2 月 17 日     | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁は、本件開示申出について、「これまで提出したすべての抗議文に関する検討内容」との申出内容を「これまで申出人が原判断庁に提出したすべての抗議文に関する検討の内容が記載された文書」と、「抗議文到着後のすべてのプロセス」との申出内容を「申出人が提出した抗議文が原判断庁に到着した後のすべての過程が記載された文書」と整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 裁判所法82条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているが、同法82条の字義に照らせば、申し立てられた不服が監督権の発動を促す趣旨であることをうかがうことができ、ほかに当該不服に関する規定は見当たらないことからすれば、同条は裁判所に不服の申立てに対する応答義務を課しているものとは解されない。

裁判所法82条に係る事務がこのような解釈に基づき遂行されていることを踏まえれば、原判断庁は、苦情申出人の提出した抗議文を同条に基づく不服申出として取り扱った上で、同法80条に基づく監督権は発動しないとの口頭の決裁を経て、当該抗議文の供覧を受ける手続をとったものであり、本件対象文書を除いて本件対象個人情報記録された司法行政文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、青森地方裁判所において、本件対象文書のほかに本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、青森地方裁判所において、本件対象文書のほかに本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、青森地方裁判所において、本件対象文書

のほかに本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子

別紙

- 1 供覧票（受理日（特定年）特定月日分）
- 2 抗議文（特定年月日付け）
- 3 供覧票（受理日（特定年）特定月日分）
- 4 抗議文（特定年月日付け）
- 5 供覧票（受理日（特定年）特定月日分）
- 6 抗議文（特定年月日付け）
- 7 供覧票（受理日（特定年）特定月日分）
- 8 抗議文（特定年月日付け）
- 9 供覧票（起案日（特定年）特定月日分）
- 1 0 抗議文（特定年月日付け）
- 1 1 供覧票（起案日（特定年）特定月日分）
- 1 2 抗議文（特定年月日付け）
- 1 3 供覧票（受理日（特定年）特定月日分）
- 1 4 抗議文（特定年月日付け）
- 1 5 供覧票（標題 特定人からの「抗議文」（特定年月日及び特定年月日付け）  
）
- 1 6 抗議文（特定年月日付け）
- 1 7 抗議文（特定年月日付け）